

大磯町第5次行政改革大綱

大 磯 町

目次

はじめに	1
1 行政改革とは	2
2 行政改革の取り組み状況	2
3 第5次行政改革大綱の体系図	4
4 目標期間	5
5 基本事項	5
6 推進事項	5
(1) 経営感覚に基づく健全な行財政運営の推進	5
① 経営感覚に基づく行政サービスの推進	5
② 健全な財政運営（「減量型の改革」）の推進	5
③ 広域行政の推進	6
(2) 町民参加と協働によるまちづくりの推進	6
① 公正、透明な行政の推進	6
② 町民等との連携、協働の仕組みの強化	6
(3) 人事管理と行政機構の合理化	7
① 職員の資質向上と能力開発の推進	7
② 行政機構の合理化と定員管理の適正化	7
③ 適材適所の人事	7
7 実施計画	8
8 進行管理	8
9 本計画の位置づけ	8
用語解説	9
参考資料	
① 町の財政状況	10
② 町職員数の推移	11
③ ラスパイレス指数の推移	13
④ 一般会計財政指標の推移	14

はじめに

本町では、社会経済情勢の変化により複雑多様化する行政需要に対処するため、昭和 62 年に第 1 次行政改革大綱を策定、以来 3 回にわたり改定を行い、行政改革の取り組みを継続してきました。

平成 15 年度からの第 3 次行政改革においては、事務事業の見直しや人件費の大幅圧縮等、合理的、効率的な行政運営に努め、平成 20 年度から 22 年度までの第 4 次行政改革においても、地域主権型社会に対応した持続可能な行財政システムの構築を図るため、組織・執行体制や事務事業の見直し、事業仕分けによる事業の今後のあり方の検証、職員数の削減や職員給与の引き下げ等による人件費の大幅圧縮等、引き続き、積極的な行財政改革に向けた取り組みにより、3 カ年累計で約 3 億円の成果をあげております。

しかし、「地方分権型社会」から、地域のことは地域に住む住民が責任を持ち決める「地域主権型社会」への転換をはじめとして、本格的な少子・高齢社会の到来、政権交代という大きな変革、国の「事業仕分け」による影響、ひも付き補助金の一括交付金化、環境問題などの大きな課題への対応など、これまでの行政の仕組みが大きく変わる「新たな時代」を迎えようとしています。また、依然として厳しい社会経済情勢などを踏まえると、今後も歳入の減少が予測される一方、社会保障費の増大や様々な行政課題への対応など歳出の増大も予想されます。

こうした中、情報の共有化や話し合いにより、自分たちの手で町をつくり、将来を担う次の世代につなげるまちづくりを進めるため、町民の皆様と一緒に実施事業に対し優先順位をつけるなど、町民、一人ひとりが町に対し何ができるかを考え、町政運営に参画していただく必要があります。

また、今まで以上に効率的・効果的な行財政運営を推進していくことにより、良質で充実した町民サービスを提供していく必要もあります。

そのため、今後の行財政改革の指針とするべく「第 5 次行政改革大綱」を策定し、限られた経営資源を最大限に活用し、民間の経営感覚を持ち、迅速かつ多角的な視点で選択と集中を進めるとともに、町民と行政がそれぞれ担うべき役割を明確にしながら、簡素で効率的な行財政システムの構築を図ってまいります。

大磯町長 中崎 久雄

1. 行政改革とは

国や地方公共団体の行政機関の組織や機能を改革すること。主に、財政の悪化や社会の変化に対応して、組織の簡素合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化など、効率的な行財政運営を行い、住民へのサービス向上を図るものです。

＜地方行革の全体像＞ ―総務省より―

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、地方分権が実行の段階を迎えている現在、地方公共団体は、住民が分権のもたらす効果を実感できるような行政運営を行っていくことが必要です。

限られた行財政資源のもとでますます高度化・多様化する住民のニーズに適切に対処していくためにも、様々な手法を活用して不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立することが強く期待されています。

2. 行政改革の取り組み状況

町では、昭和 62 年に第 1 次行政改革大綱を策定し以降、3 回にわたり改定をして社会情勢の変化に応じて行政改革を進めてきました。特にバブル崩壊後は、長引く不況と地方分権改革の進展、高齢化社会の到来に伴う社会保障費の大幅な負担増などにより町財政は深刻な財源不足に陥ったため、人事給与専門部会や委託民営化専門部会などのプロジェクトチームを立ち上げ、さらに財政推計に基づく財政健全化計画を策定し、具体的な数値目標を設定して全庁を挙げて改革に取り組んできました。

○第 2 次行政改革大綱（平成 10～14 年度）

＜主な実施内容＞

- ・行政手続き条例の制定
- ・本庁舎日直の削減。支所日直廃止
- ・公用マイクロバスの廃止
- ・職員数の削減
- ・特殊勤務手当の一部削減 等

○第 3 次行政改革大綱（平成 15～19 年度）

＜主な実施内容＞※行末の金額は、5 カ年の累計効果額（概算）

- ・大磯町財政健全化計画策定（平成 18～22 年度）

※5 カ年累計で約 31 億円の財源不足（見込）を解消する計画

- ・第 2 次大磯町定員適正化計画策定（平成 18～22 年度）

※総職員数を 5 カ年で 1 割削減（289 人→260 人）する計画

- ・窓口サービスの向上（総合窓口の設置、土曜開庁及び開庁時間の一部延長）
- ・未利用町有地の売却 1 億 4,300 万円
- ・道路占有料の見直し 約 3,300 万円

- ・入札方法の見直し（電子入札制度等） ▲約1億7,700万円
- ・委託業務の仕様等見直し ▲約3億2,500万円
- ・職員数の削減 ▲約4億5,800万円
- ・職員給与の削減（時間外勤務手当、管理職各種手当、住居手当、調整手当、特殊勤務手当等の削減） ▲約8億1,700万円
- ・外部評価者による「事業仕分け」を一般公開により実施（町村初） 等

5ヵ年間（平成15～19年度）の累計効果額計：約23億8,500万円

【内訳】収入増 約2億7,000万円

支出減 約21億1,500万円

○第4次行政改革大綱（平成20～22年度）

1 目標期間 平成20年度～平成22年度

2 基本事項 (1)町民本位の質の高い行政サービスの推進

推進事項 ①質の高い行政サービスの提供

②行政情報化の推進

(2)町民に開かれた透明性の高い行政の推進

①協働のまちづくりの推進

②行政情報の共有化

(3)簡素かつ効率的な行政の推進

①事務事業の見直し

②組織・執行体制の見直し

③定員管理及び給与の適正

④人材の育成・確保

⑤財政の健全化

3 実施計画 年次別の具体的な取り組み内容を示した「実施計画」を策定

＜主な実施内容＞

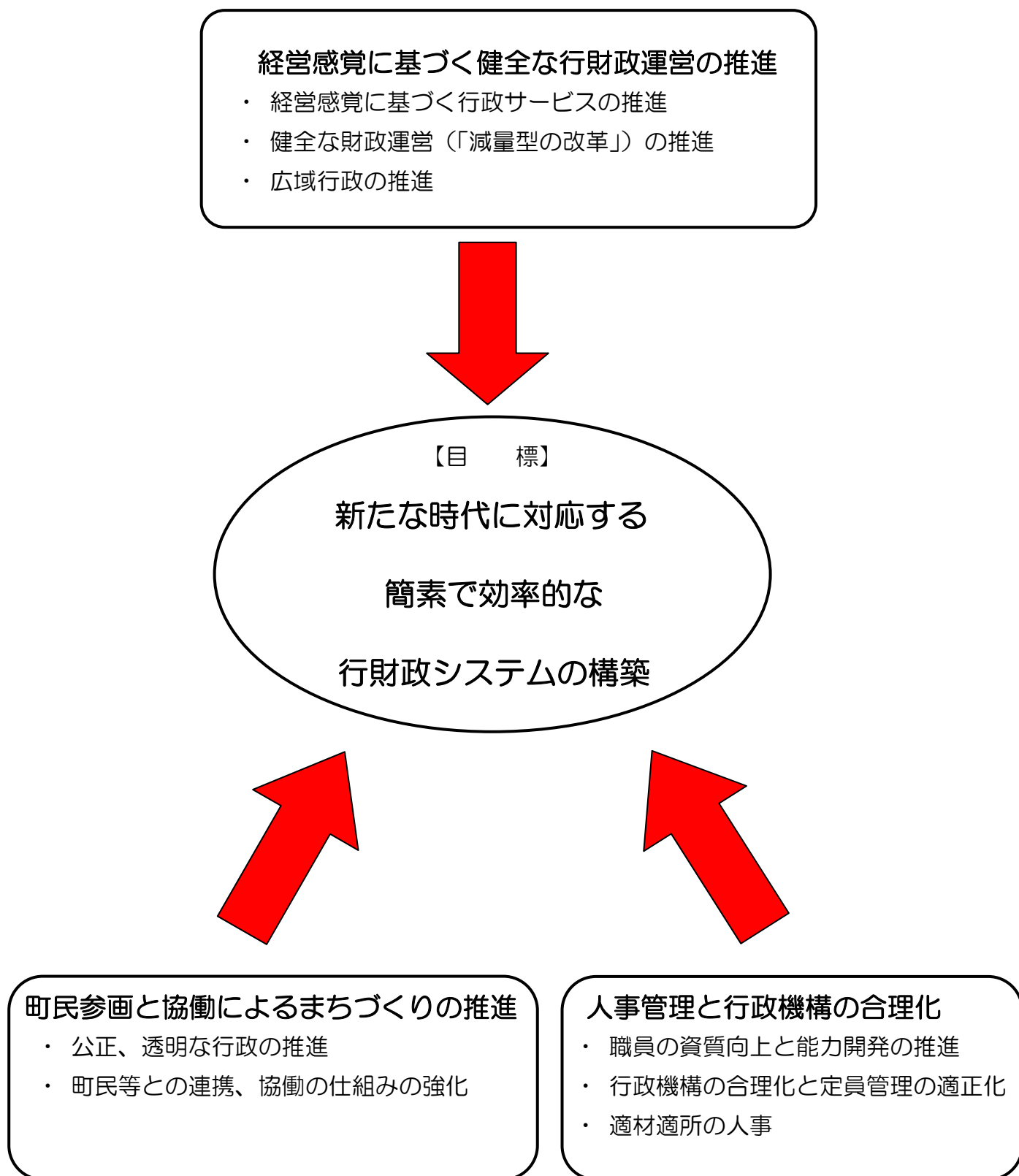
- ・使用料・手数料の見直し（受益者負担の適正化）100万円
- ・公共施設の管理形態見直し ▲約1,100万円
- ・新たな財源の確保（寄附金、基金設置、広告料等） 約4,800万円
- ・事務事業の仕様等見直し ▲約4,000万円
- ・定員管理の適正化（職員数の削減）、行政機構改革の実施（部制廃止等）
▲約1億3,600万円
- ・滞納整理の徹底 約5,300万円 等

3ヵ年間（平成20～22年度）の累計効果見込額計：約3億円

【内訳】収入増 約1億500万円

支出減 約1億9,500万円

3. 第5次行政改革大綱の体系図



4. 目標期間

第5次行政改革大綱は、平成23年度から27年度までの5ヵ年を目標期間とします。

5. 基本事項

- (1) 経営感覚に基づく健全な行財政運営の推進
- (2) 町民参画と協働によるまちづくりの推進
- (3) 人事管理と行政機構の合理化

6. 推進事項

(1) 経営感覚に基づく健全な行財政運営の推進

民間の経営感覚を持ち、多角的な視点で健全な行財政運営を推進します。また、行政と民間の役割分担を明確にしたうえで、良質で充実した町民目線に立った行政サービスの提供を推進します。

① 経営感覚に基づく行政サービスの推進

- ア 実施する事務事業における行政サービスの必要性を、町民ニーズや費用対効果の視点から検証し、選択と集中による事業の見直しを図ります。
- イ 行政の責任やサービス水準、個人情報保護等の確保に留意し、最も効率的かつ効果的な手法を選択、導入することにより民間委託や民営化を推進します。
- ウ 新たな行政サービスを提供するため、ゼロベース※1の視点に立ち事務事業のスクラップ・アンド・ビルド※2を徹底します。
- エ 顧客志向や成果思考といった民間のもつ発想や知識、事業手法を取り入れ、窓口や公共施設の快適性・利便性の向上につながる改革を積極的に推進し、町民満足度の向上を図ります。

② 健全な財政運営（「減量型の改革」）の推進

- ア コスト意識を持って行政経費を精査し、経費節減に努めることにより、限られ

た財源で最大の効果をあげることができるよう適切かつ健全な財政運営を「財政健全化計画」※3に基づき推進します。

イ 税や公共料金等の徴収対策の徹底や使用料等の見直しを適切に行います。さらに、町有資産として有している未利用土地の活用や売却処分を進め、より一層の歳入確保に努めます。

③ 広域行政の推進

ア 近隣自治体との連携を強化し、広域連携を推進することにより、行政機能を高め、町民生活の利便性の向上を図ります。

（２）町民参画と協働によるまちづくりの推進

より一層の情報公開を進め、情報を共有しながら、町民の町政への参画と地域協働の推進を図ります。また、町民と行政が、それぞれの担うべき役割について再検討し、自助、共助、公助※4の相互補完による協働のまちづくりを進めることにより、行政運営の効率化やスリム化を図ります。

① 公正、透明な行政の推進

ア 資産や負債も含めた財政状況を、財務諸表※5など様々な形で分かりやすく町民に提供するなど、積極的な行財政情報の公開を推進します。

イ 町政に対する町民の認識や理解を深め、行政課題の共有化を図るため、様々な媒体を活用し正確で分かりやすい行政情報を提供します。

② 町民等との連携、協働の仕組みの強化

ア 町民の意見等が行政に反映され、積極的にまちづくりや行政運営に参画できる住民自治を推進します。

イ 町民自らが出来ることは町民が担い、協力しなければ出来ないことは相互で補完し合うなど、町民、地域、行政、民間団体が一体になり、それぞれの役割を果たしていく協働によるまちづくりを推進します。

(3) 人事管理と行政機構の合理化

地域主権型社会※6 に的確に対応していくため、職員の能力開発と資質向上を図ります。

また、多様な任用形態を本格的に活用するとともに、様々な専門的知識や経験を持つ人材を積極的に登用し、適材適所の人事配置を行い、時代に即応した組織体制の構築を図ります。

① 職員の資質向上と能力開発の推進

- ア 職員の能力を最大限発揮できる環境を整えるため、能力開発や評価、人材活用など一貫性のある人材育成の仕組づくりを推進します。
- イ 町民目線に合った行政運営を進めるため、職員の政策形成能力やコミュニケーション能力、説明能力などの更なる開発・向上を目指します。
- ウ 職員一人ひとりが常に費用対効果とコスト意識を持ち、良質で充実した町民サービスを提供できるよう、職員の意識改革を図ります。

② 行政機構の合理化と定員管理の適正化

- ア 多様化、高度化する町民ニーズに対応できる柔軟かつ機動的な組織づくりに向けた、行政機構全般の総点検と不断の見直しを進めます。
- イ 職員の大量退職が続くことにより、組織機能が低下することのないよう「定員適正化計画」※7 に基づく職員定員管理の適正化を図ります。
- ウ 総合計画に掲げる重点プロジェクト※8 や行政需要が増大している分野への人員の重点配置など、効率的な職員配置を図ります。
- エ 経費節減や健康管理の視点から、能率的な職務の執行を確保した勤務形態などを検討するとともに、ICT（情報通信技術）※9 の活用などによる、事務の省略化や業務の効率化を図ります。

③ 適材適所の人事

- ア 高度な知識や専門的な経験が必要とされる行政需要に対応できる専門的知識を有した人材の確保を推進します。
- イ 任期付職員※10 や再任用職員※11 の活用などによる適材適所の人事配置を行い、地域主権型社会※6 にふさわしい組織体制を整備します。

ウ 職員の意欲や資質の向上、また、地域主権型社会※6に対応した人材育成に必要な制度として人事評価制度※12の適正な運用を推進します。

7. 実施計画

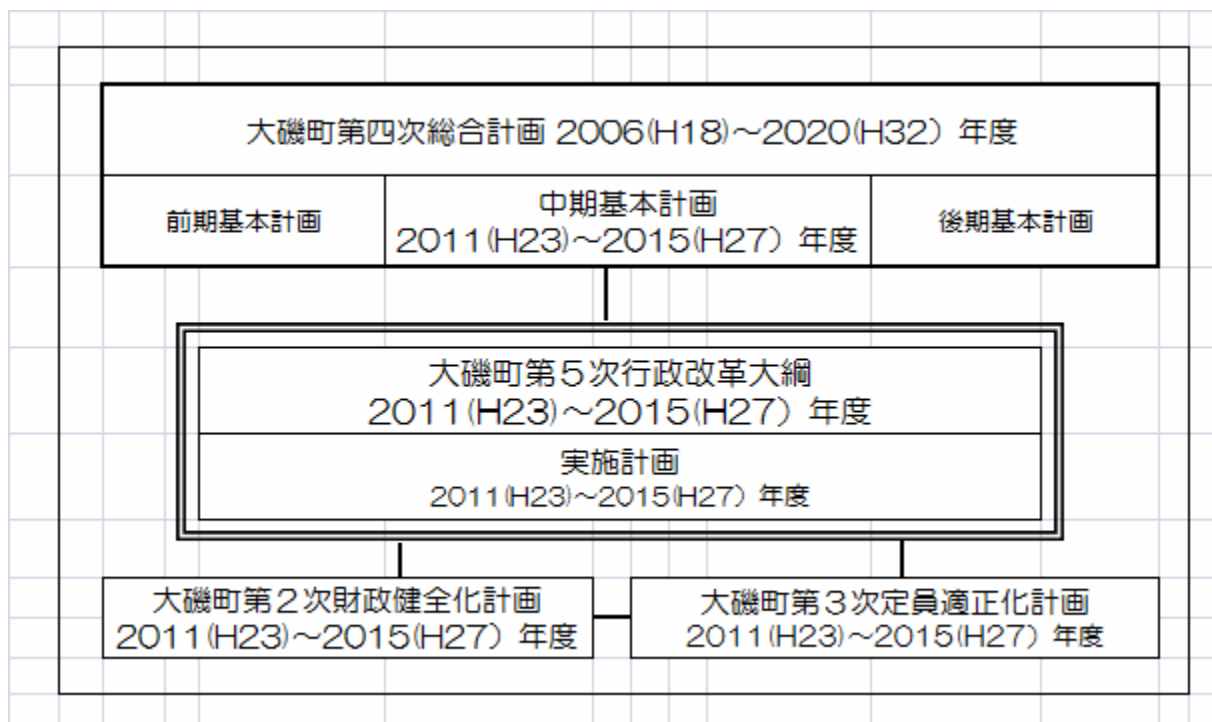
大綱の目標を達成するため、推進事項に基づく年次別の具体的な取組み内容を示した実施計画を策定します。

この改革・改善目標は出来る限り数値目標とし、計画内容は広報紙やホームページ等を通じて、町民に分かりやすい方法で公表します。

8. 進捗管理

実施計画は計画的に進捗管理を行い、進捗状況を広報紙やホームページ等を通じて、町民に公表します。

9. 本計画の位置付け



【用語解説】

※1 ゼロベース

従来の常識や前例にとらわれず、ゼロの状態から検討し直すこと。

※2 スクラップ・アンド・ビルド

組織・事業等の新設（ビルド）にあたっては、同等の組織・事業等の廃止（スクラップ）を条件として、単位数を増やさないことを前提とした組織管理の基本原則のこと。

※3 財政健全化計画

持続可能な行財政運営を図るため、歳入の確保や歳出の抑制・改革を徹底し、財政の健全化を推進するための計画で、大磯町では平成23年度から27年度までの5年間の第2次財政健全化計画期間としている。

※4 自助、共助、公助

個人の尊厳を最大限に尊重し、個人で出来ることは、まず個人で解決し（自助）、個人で出来ないことは地域やコミュニティなどで助け合い（共助）、自助や共助では、どうしても解決できないことを行政が補完する（公助）という考え方のこと。

※5 財務諸表

貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を標準形とする地方公共団体の財政状況を明らかにするために、複式簿記に基づき作成される書類のこと。

※6 地域主権型社会

地域のことは地域に住む住民が責任を持ち決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていく事を目指す社会のこと。

※7 定員適正化計画

職員数の適正管理のための計画で、大磯町では平成23年度から27年度までの5年間の第3次定員適正化計画期間としている。

※8 総合計画重点プロジェクト

戦略的に町に振興を図ることを目的に、今後のまちづくりの方向性を明らかにし、重点的に実施する施策を大磯町第四次総合計画中期基本計画（平成23年度から27年度までの5年間）に重点プロジェクトに位置付けている。

※9 ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術を表す言葉のこと。日本ではIT（Information Technology）が同義で使われているが、ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTの方が国際的には定着している。日本が目指しているユビキタスネット社会では、ネットワークを利用した多様なコミュニケーションが実現するとされており、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大している。 ※ ユビキタスとはラテン語で「いたるところに存在する」という意味。現在では、「欲しい情報がいつでもどこからでも手に入る」という意味で用いられている。

※10 任期付職員

高度な専門的知識を有する者を任期を限り採用する場合や、一定期間に特定の業務量が増大することが見込まれ、一定期間職員を増員する必要がある場合に限り、原則として3年間を超えない範囲で任期を定め採用する職員のこと。

※11 再任用職員

定年退職した職員の中から退職以前の勤務実績等に基づき選考し1年の任期に限り再任用する職員のこと。

※12 人事評価制度

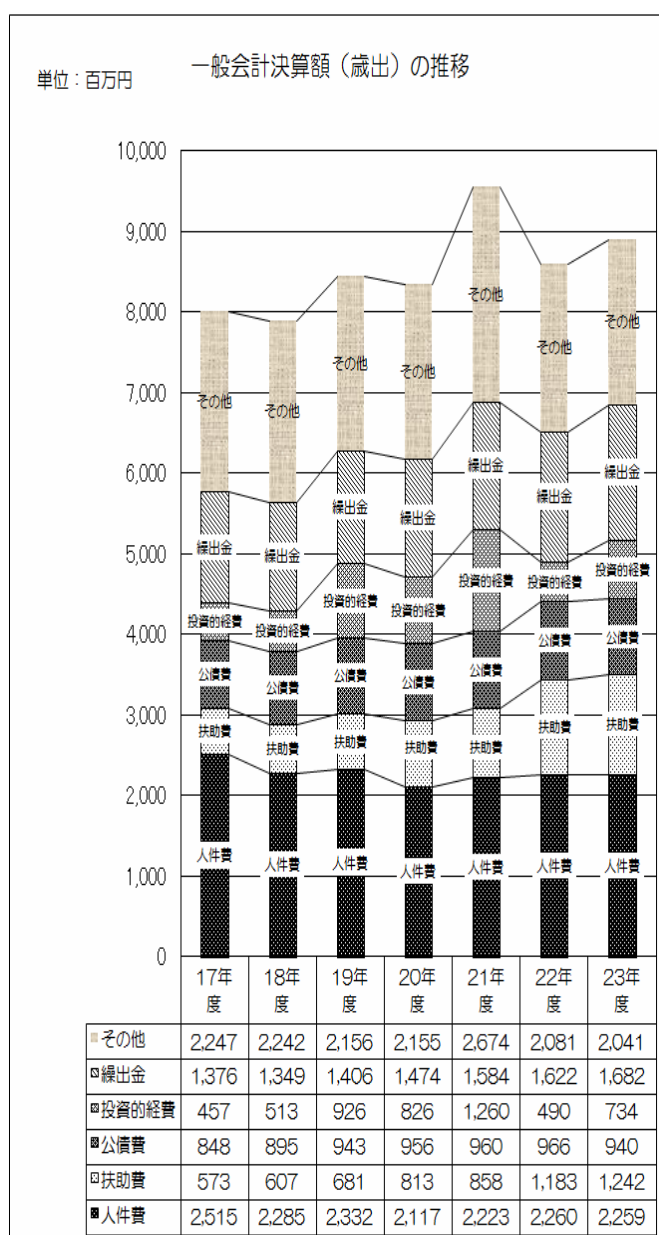
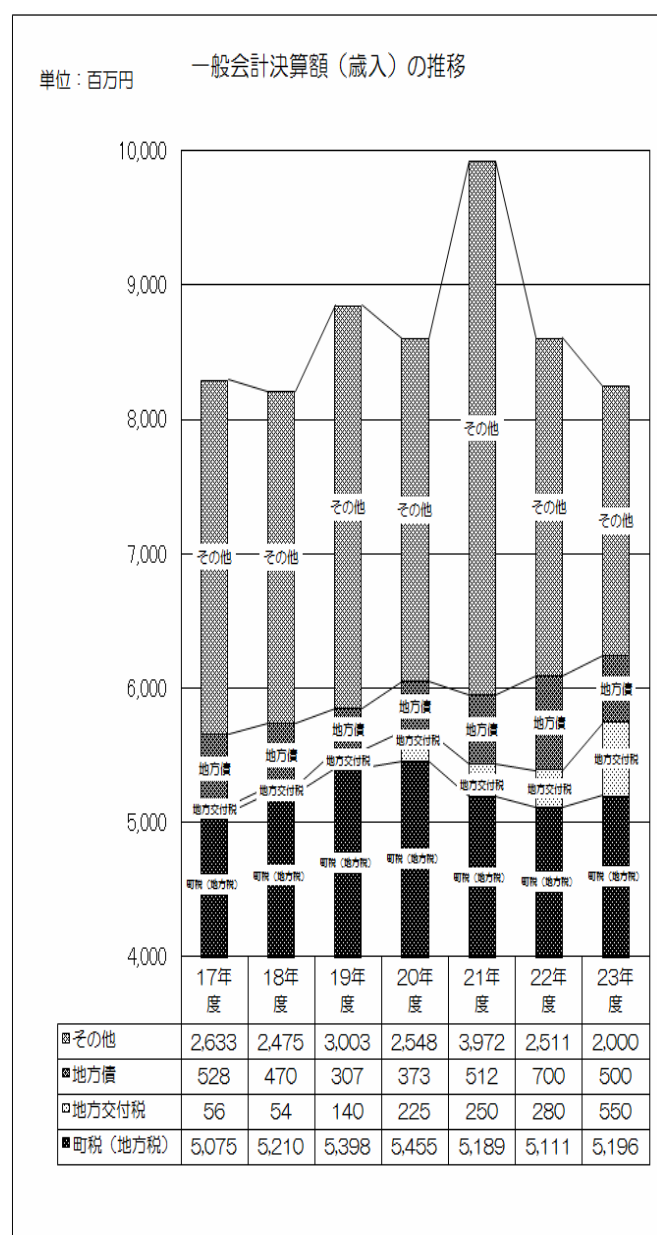
勤務成績の評定を統一的にを行い、職員がその職務の責任を遂行した実績を的確に把握し、その結果を処遇、あるいは人材育成に活用し、公務能力向上に寄与する制度のこと。

【参考資料】

① 町の財政状況 ～全会計歳出決算額の推移～

本町の一般会計及び特別会計決算額の合計は、国における景気回復や緊急経済対策により、平成 21 年度に一般会計が一時的に増額に転じ予算規模は拡大しています。

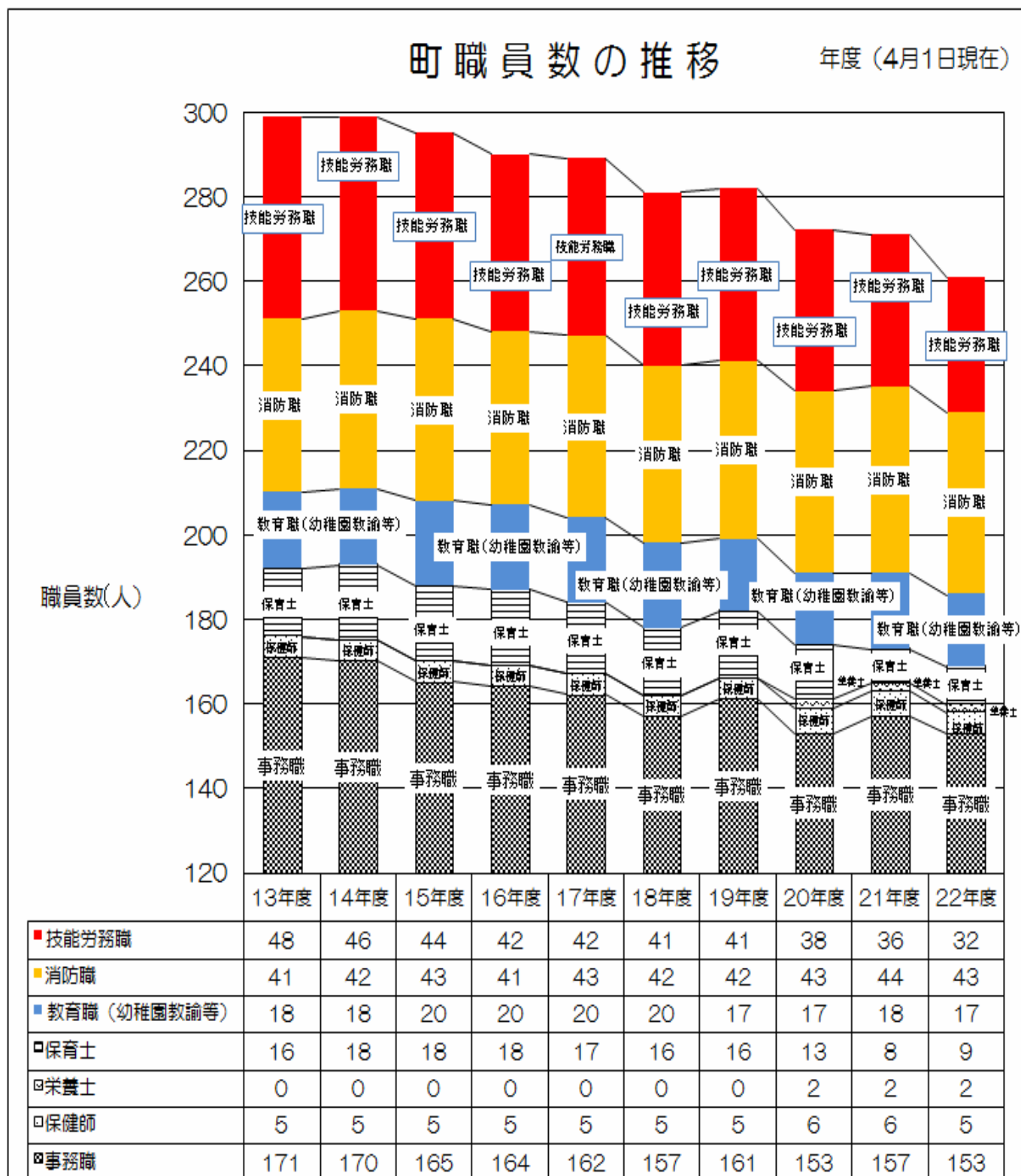
しかし、平成 19 年の米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不況の影響や、生産年齢人口の減少などにより、歳入面では、平成 21 年度を境に減少に転じ、収入の根幹をなす町税においては当初予算ベースでは 3 年連続の減少傾向にあります。また、歳出面では、超高齢社会に伴う医療費の助成等の扶助費が増加傾向にあり、社会保障経費などにかかる特別会計への繰出も増大しており、引き続き堅実な行財政運営に努める必要があります。



※ 22 年度は予算額、23 年度は推計値

② 町職員数の推移

本町は、平成9年度に第1次定員適正化計画及び平成17年度に第2次定員適正化計画を策定して計画に基づき計画的に職員数の削減に努めてきました。その結果、職員数につきましては、平成13年4月の299人から、平成22年4月には261人と38人、過去10年間で約13%程度の職員数が減少しています。



○湘南4町職員数比較（職種別）

湘南地区4町の職員数を比較すると、本町は技術・専門職や現業職員数が多く、一般事務職員数が大幅に少ない職員構成となっています。

県内類似団体職種別職員数比較表

平成21年4月1日現在

町 名	住民基本台帳人口 (H21.4.1)	職員総数 (前年度)	職員1人あたりの 住民数	行政区域面積
葉 山 町	32,270人	281人	115人	17.06Km
寒 川 町	47,712人	353人	135人	13.42Km
二 宮 町	29,578人	228人	130人	9.08Km
大 磯 町	32,908人	271人	121人	17.23Km

(技術・専門)

職種等 町名	技 術 職 計	司 書・ 学芸員	香 護 師	保健師・ 助産師	栄 養 士	農林水産 技 師	建 築 師	土 技 師	木 師	保 育 所 保 育 士	その他一 般技術職
葉山町	32	2	0	6	4	0	4	8	8	0	
寒川町	38	0	2	7	4	1	2	21	0	1	
二宮町	25	3	0	7	2	0	1	6	6	0	
大磯町	39	6	0	6	2	0	1	14	8	2	

(現業)

職種等 町名	現 業 職 計	運転手・ 車掌等	守 衛・ 庁務員等	調 理 員	清 掃 員	道 路 補 修 員	その他技 能労務職
葉山町	51	0	8	8	29	3	3
寒川町	31	4	6	16	4	1	0
二宮町	9	0	4	5	0	0	0
大磯町	36	1	9	12	6	0	8

(教育・消防)

(その他一般)

職種等 町名	教 育 専 門 職 計	社会教育 主 事	教 育 公 務 員	消防吏員
葉山町	5	1	4	48
寒川町	6	1	5	48
二宮町	2	0	2	44
大磯町	18	0	18	44

職種等 町名	その他 一般事務職
葉山町	145
寒川町	230
二宮町	148
大磯町	134

参考資料：総務省市町村定員管理調査

③ ラスパイレス指数※¹の推移

職員給与をラスパイレス指数で比較すると、本町は第3次行政改革のもとで大幅な給与削減を進めてきた結果、本町は県下でも低い水準となっています。

県内類似団体ラスパイレス指数の推移

団体名 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22	地域手当補正後(※2)
葉山町	101.3	103.0	103.5	104.4	102.8	106.7
寒川町	99.3	99.8	98.7	98.3	96.7	106.4
二宮町	91.4	91.8	93.2	93.9	95.1	95.1
大磯町	95.0	96.4	97.0	97.5	96.1	96.1
県内市町村平均	100.6	101.8	102.2	102.4	102.8	—

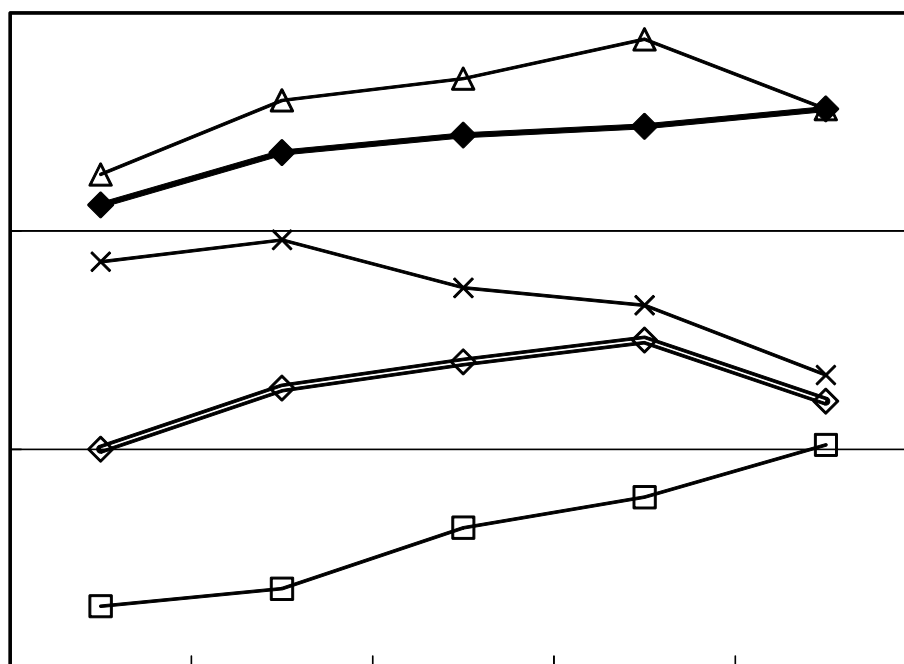
指数

105.0

100.0

95.0

90.0



H18

H19

H20

H21

H22

年度

※1「ラスパイレス指数」 主に、国家公務員と地方公務員の給与水準の比較に用いられます。国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示すものとなります。

※2「地域手当」 給与構造改革の中で、地域の民間賃金がより適切に反映されるよう給料水準の引下げを行い、民間賃金が高い地域では地域間調整を図るための手当として地域手当が新設されました。「地域手当補正後」のラスパイレス指数がより実態に近い数値といえます。

参考資料：総務省地方公務員給与実態調査

④ 一般会計財政指標の推移

地方財政の健全性を判断するための目安となる一般会計財政指標は、第3次行政改革（H15～H19）の取り組みにより好転し、地方債残高も減少に転じています。

大磯町一般会計財政指標の推移

項目 / 年度	17	18	19	20	21	説 明
1. 経常収支比率 (%) 上段：実質比率 下段：臨時財政対策債（赤字補てん債）等を加えた比率	95.0	88.7	88.6	90.8	97.1	人件費、扶助費、公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、町税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標。 <u>この数値が高いほど、新たな需用に対する対応が困難になる。</u>
	88.1	83.2	85.4	86.8	90.1	
2. 実質公債費比率 (%)	11.1	11.3	11.4	11.4	11.2	公債費(下水道債を含む)の標準財政規模(※1)に占める割合。 <u>18%を超える起債する際に国の許可を要し、25%を超えると起債が制限される。</u>
3. 一般会計町債年度末残高(百万円)	8,643	8,396	7,928	7,499	7,190	
4. 下水道特別会計町債年度末残高 (百万円)	7,715	7,718	7,833	8,012	8,285	
合 計	16,358	16,114	15,760	15,511	15,475	
5. 財政力指数 上段：単年度 下段：3カ年平均	1.003	1.013	0.984	0.973	0.969	基準財政需要額(※2)に対する基準財政収入額(※3)の割合、地方公共団体の財政力を判断する指標。 <u>値が高いほど財政力が強い。</u>
	1.003	1.011	1.000	0.990	0.975	
6. 自主財源比率 (%)	74.8	75.2	78.0	77.2	71.1	歳入にしめる自主財源(※4)の割合、財政基盤の安定性・行政活動の自立性を判断する指標。 <u>自主財源の割合が高いほど望ましい。</u>
7. 普通交付税交付額 (百万円)	0	0	64	127	140	地方自治体において住民が標準的な水準の行政サービスを受けられるようにするため、国税の一定割合を地方自治体に配分するもの。 算定基準となる収入額が、基準となる需要額を上回る場合は不交付、少ない場合は差額分を補うため交付される。
8. 積立金現在高 (百万円)	1,226	1,359	1,109	1,043	922	積立基金（財政調整基金、町民会館建設基金、公共施設整備基金、みどり基金、減債基金、地域福祉基金、横溝千鶴子記念障害者福祉基金、庁舎建設基金、旧吉田茂邸再建基金）のみ

※1「標準財政規模」 地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的な一般財源の規模を示すもの。

※2「基準財政需要額」 地方公共団体がその地方の実情に応じ標準的かつ合理的な行政活動を行うために必要となる一般財源の額。

※3「基準財政収入額」 各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額。

※4「自主財源」 町税・繰越金・繰入金・使用料手数料・諸収入・分担負担金・財産収入・寄附金

大磯町第5次行政改革大綱
平成23年（2011年）4月

編集・発行
大磯町 政策課

〒255-8555 神奈川県大磯町東小磯183番地
電話：0463-61-4100 F A X：0463-61-1991
E-mail：seisaku-t@town.oiso.kanagawa.jp